

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 12 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「令和 8 年度における外来データ提出加算等の取扱いについて」の一部訂正について

標記について、「令和 8 年度における外来データ提出加算等の取扱いについて」（令和 8 年 4 月 30 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）の一部を別添のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

新	旧
2. 充実管理加算を届け出ている保険医療機関における外来データ提出加算の届出について 既に「B001-3」生活習慣病管理料（Ⅰ）及び「B001-3-3」生活習慣病管理料（Ⅱ）の注4に規定する充実管理加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関において、新たに外来データ提出加算（地域包括診療加算及び地域包括診療料）の施設基準の届出を行う場合は、あらためて様式7の10の届出を行う必要がある。 また、当該届出を行った場合は、当該届出が地方厚生（支）局に受理された月の属する四半期分 <u>（ただし、令和8年9月30日までに当該届出が受理された場合は、同年10月～12月分）（※）</u> の充実管理加算に係る本データをもって外来データ提出加算に係る試行データとみなすため、当該本データについては、充実管理加算の対象患者に加え、外来データ提出加算の対象患者も含めて作成する必要があるので十分に注意すること。 <u>なお、この事務連絡の発出に伴い、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和8年3月23日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添1の問4は廃止する。</u> <u>※ 令和8年9月30日までに当該届出が受理された場合におけるデータ提出事務連絡は、令和9年3月下旬を目処に発出予定である。</u>	2. 充実管理加算を届け出ている保険医療機関における外来データ提出加算の届出について 既に「B001-3」生活習慣病管理料（Ⅰ）及び「B001-3-3」生活習慣病管理料（Ⅱ）の注4に規定する充実管理加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関において、新たに外来データ提出加算（地域包括診療加算及び地域包括診療料）の施設基準の届出を行う場合は、あらためて様式7の10の届出を行う必要がある。 また、当該届出を行った場合は、当該届出が地方厚生（支）局に受理された月の属する四半期分の充実管理加算に係る本データをもって外来データ提出加算に係る試行データとみなすため、当該本データについては、充実管理加算の対象患者に加え、外来データ提出加算の対象患者も含めて作成する必要があるので十分に注意すること。

新			旧		
[別表 4]			[別表 4]		
区分	算定する充実管理加算		区分	算定する充実管理加算	
	令和 8 年 6 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 31 日まで	令和 9 年 4 月 1 日以 降		令和 8 年 6 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 31 日まで	令和 9 年 4 月 1 日以 降
令和 7 年 10 月 1 日までに様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 1 (経過措置適用)	令和 9 年 4 月 1 日か ら実績に基づく加算	令和 7 年 10 月 1 日までに様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 1 (経過措置適用)	令和 9 年 4 月 1 日か ら実績に基づく加算
令和 8 年 4 月 1 日 までに様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 1 (経過措置適用(※))	- 令和 9 年 9 月 30 日 までは充実管理加 算 3 - 令和 9 年 10 月 1 日 からは実績に基づ く加算	令和 8 年 4 月 1 日 までに様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 1 (経過措置適用(※))	- 令和 9 年 9 月 30 日 までは充実管理加 算 3 - 令和 9 年 10 月 1 日 からは実績に基づ く加算
令和 8 年 10 月 1 日までに様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 <u>3</u>	- 令和 10 年 3 月 31 日までは充実管理 加算 3 - 令和 10 年 4 月 1 日 からは実績に基づ く加算	令和 8 年 10 月 1 日までに様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 <u>1</u> (経過措置適用)	- 令和 10 年 3 月 31 日までは充実管理 加算 3 - 令和 10 年 4 月 1 日 からは実績に基づ く加算

新			旧		
令和 9 年 4 月 1 日までに様式 7 の 11 を届け出た 保険医療機関	充実管理加算 3	・令和 10 年 9 月 30 日までは充実管理 加算 3 ・令和 10 年 10 月 1 日からは実績に基 づく加算	令和 9 年 4 月 1 日までに様式 7 の 11 を届け出た 保険医療機関	充実管理加算 3	・令和 10 年 9 月 30 日までは充実管理 加算 3 ・令和 10 年 10 月 1 日からは実績に基 づく加算
※ 経過措置の適用を受けるためには、令和 8 年 3 月 31 日までに 様式 7 の 11 を地方厚生（支）局に届け出ている必要がある。			※ 経過措置の適用を受けるためには、令和 8 年 3 月 31 日までに 様式 7 の 11 を地方厚生（支）局に届け出ている必要がある。		